



平成14年1月23日

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

今般の税理士法改正に関する意見書

全国青年税理士連盟
会長 増田 勝彦
渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

電話 03-3354-4162

貴会にはますますご清栄のことお喜び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に対し深いご理解をいただき誠にありがとうございます。さて、平成13年5月25日衆議院本会議において改正税理士法が可決成立し、同年6月1日公布、その後10月17日に閣連政・省令が公布され、本年4月1日施行の運びとなりました。

当連盟は今般の税理士法改正について、貴会に対して平成8年から意見書・要望書を提出してまいりました経緯を踏まえて、改正税理士法について意見を申し述べます。

1. 改正全般について

今般の税理士法改正は21年振りの改正であり、この間の環境の変化、とりわけ規制緩和の流れに応じて、全般的に税理士制度が見直された結果であります。したがって、改正の趣旨は納税者に信頼される税理士制度の確立と共に、利用者（納税者）の利便性向上が求められました。そのような視点から、従来からの懸案であった項目で今日的なものが、かなりの部分改正され或いは創設されました。

今般の改正が納税者・国民からどのような評価を受けるのかは、我々税理士がどのようにこの税理士制度を運用し、育てていくのかにかかっていることに、留意しなければなりません。

2. 今後の課題について

今般の法改正に含まれなかった項目、改正項目でも課題を残したのも数多くあります。主なものとして下記の項目について簡単に課題の内容を指摘します。

当連盟としましては、近日中に税理士法・税理士制度全般にわたり議論を積み重ね、意見を取りまとめますので、改めて各課題について意見書を提出させていただきます。いたたく所存です。

(1) 第1条 税理士の使命

真に国民のための税理士制度確立のためには、使命の明確化が是非とも必要です。

(2) 第3条 税理士の資格

資格制度にはそれぞれ本来の目的があり、それに必要な試験制度が採られています。弁護士、公認会計士が無条件で税理士となる制度は改正する必要があります。

(3) 第7条、8条 試験科目の一部免除等

資格取得制度は原則として資格試験合格によるべきであり、特例は極力廃止するべきです。

(4) 第2条の2 税理士の業務（補佐人）

税理士が補佐人として裁判所の許可を得ずに出廷して陳述することができるようになりましたが、本人訴訟においてこそ専門家の補佐が必要と考えます。

(5) 第6条 試験の目的及び試験科目

税理士の業務について改正がありましたので見直しが必要と考えます。また、税理士業務に必要な憲法・民法・商法などの科目についても検討されるべきです。

(6) 第2条 税理士の業務（補助税理士）

補助税理士の制度が創設され、個人の税理士が、従来の独立した税理士、税理士法人の社員税理士、補助税理士の3形態となりましたが、運用次第では従来の勤務税理士という形態も残ることとなります。

また、補助税理士の専門家としての独立性の問題が充分検討されるべきであり、その運用実態を一定期間後に調査し、必要な見直しをするべきです。

(7) 第35条 意見の聴取

この制度が納税者の権益の擁護・利便の向上に資するように運用されなければなりません。課税庁により徴税のために恣意的に運用されることがあってはならず、そのためには貴会がきちんと監視する必要があります。

(8) 第49条の13 日本税理士会連合会

日本税理士会連合会は、本来会員であるべき税理士が直接会員となる日本税理士連合会に改められる必要があります。

(9) 第49条の17 総会の決議の取消、第49条の19 一般的監督

税理士の使命は国民の租税に関する権利を擁護し、適正な納税義務の履行を援助することにあり、そのためには税務官公署と対等な立場にたつて税務に関する専門家としての責任を果たさなければなりません。税理士が課税庁である財務省の監督下から自立し、税理士会が自主的に運営される必要があります。

3. 改正の手法について

今般の法改正は平成8年12月の「『タタキ台』の審議状況について（報告）」が公表され、その後の国税庁及び国会関係者への働きかけによって具体的に動き出したと認識しております。その過程で日税連・国税庁・自民党議連のいずれからも等しく「一枚岩」という言葉が発せられ、約20年振りの全面改正を是非とも実現させねばならないとの意気込みが感じられました。確かに55年改正への反省もあり、業界が一丸とならなければ改正そのものが難しくなるということも理解はできますが、始めに一枚岩ありき、ではなく、議論を尽くしたうえで一枚岩でなければなりません。その意味では今回は税理士界内部での議論が不足していたと言わざるを得ません。

今後の改正は時代の変化に遅れぬよう、3～5年程度の比較的短期間に、その時期に求められている課題について議論を尽くし、国民・納税者の理解を得られる改正内容にしなければなりません。そのためには、より一層の情報公開と十分な議論の場及び一般会員の議論への参加が可能となる仕組みの創設が必要と考えます。

以上